

仕様書

1 概要

令和8年度 文化財課で使用する電力の供給

- (1) 件名 令和8年度文化財課で使用する従量電灯の供給契約
- (2) 需要場所 ①川崎市高津区千年423-1ほか
②川崎市幸区河原町1-32
- (3) 業種及び用途 官公署
- (4) 契約種別 従量電灯 B およびC

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式 交流単相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 200ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧） 200ボルト

エ 標準周波数 50ヘルツ

オ 受電方式 1回線受電方式

カ 蓄熱式負荷設備 無

- (2) 契約電力及び予定使用電力量（月別の予定使用電力量は、別紙「予定使用電力量」のとおり）

①川崎市高津区千年423-1ほか

ア 契約電力 40A(アンペア)

イ 予定使用電力量 535キロワット時

②川崎市幸区河原町1-32

ア 契約電力 26kVA

イ 予定使用電力量 2,633キロワット時

- (3) 契約期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

- (4) 電力量等の検針

ア 電力会社の検針方法 検針員による検針

イ 計量器 電力需給用複合計器（通信機能なし）

- (5) 需給地点

需要場所における川崎市が設置した主幹開閉器との接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ

- (7) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 契約電力1キロワット及び電力量1キロワット時の単価の単位は1銭とする。
- エ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- オ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- カ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- キ 契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。
- (4) 料金の請求は、施設ごとではなく、この契約についてひとつにまとめて行うこと。請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、エクセルやCSV形式等のファイルとし、別紙の番号順に施設ごとのデータを並べたものとする。
- また、請求額の算定にあたっては、施設ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とするこ
- と。
- (5) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を教育委員会事務局文化財課へ通知すること。

別紙 予定使用電力量

令和8年度 橘樹歴史公園予定使用電力量
従量電灯B
単位 (kWh)

月別	電力量
4月	44
5月	44
6月	44
7月	44
8月	44
9月	45
10月	45
11月	45
12月	45
1月	45
2月	45
3月	45
計	535

令和8年度 南河原埋蔵文化財収蔵施設予定使用電力量
従量電灯C
単位 (kWh)

月別	電力量
4月	219
5月	219
6月	219
7月	219
8月	219
9月	219
10月	219
11月	220
12月	220
1月	220
2月	220
3月	220
計	2,633

電 気 需 給 契 約 書

令和 8 年度

- 1 品名又は件名 令和 8 年度文化財課で使用する従量電灯の供給契約
- 2 納入又は履行場所
 - ・橘樹歴史公園（川崎市高津区千年字伊勢山台 423-1 ほか）
 - ・南河原埋蔵文化財収蔵施設（川崎市幸区河原町 1-32）
- 3 契約金額 別添「契約金額一覧」
- 4 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 契約保証金 川崎市契約規則第 33 条第 5 号の適用により免除

上記の電気需給について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川崎市

川崎市長 福田 紀彦 印

受注者

住 所

商号又は名称

代表者名

印

（予算執行課：教育委員会事務局生涯学習部文化財課）

<サンプルのため、適宜契約内容にあわせて作成予定>

契約金額一覧

従量電灯

1 契約金額（従量電灯B）

		単位	料金（税込）
基本料金	40A	1契約	円
電力量 料 金	最初の 120kWh まで(第1段階料金)	1kWh	円
	120kWh をこえ 300kWh まで(第2段階料金)	1kWh	円
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

2 契約金額（従量電灯C）

		単位	料金（税込）
基本料金		1kVA	円
電力量 料 金	最初の 120kWh まで(第1段階料金)	1kWh	円
	120kWh をこえ 300kWh まで(第2段階料金)	1kWh	円
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	円
燃料費調整額		燃料費調整制度に基づき、算定	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、算定	

※まったく電気をご使用しない場合の基本料金は、半額とします。

※電気料金を算定する際は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

3 料金計算式

基本料金 + 電力量料金 + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・ 基本料金（従量電灯B） = 契約電流（10A～60A）別の基本料金
- ・ 基本料金（従量電灯C） = 基本料金単価 × 契約容量

4 端数処理

上記の合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

川崎市電気需給契約約款

(総則)

第1条 この契約に基づく表記の契約対象の電気需給契約（以下「本契約」という。）に関し、仕様書に基づき発注者の使用する電気の需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払う契約とする。

2 この契約の履行に関し、用いる言語は日本語とし、金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

3 この契約に關係する日本国法令に準拠して、これを履行しなければならない。

(契約金額)

第2条 契約金額は別添1「契約金額一覧」のとおりとする。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額とする。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額を変更することができる。

4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）に基づく賦課金は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める電気需給約款による。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第4条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約により生ずる債務の負担)

第5条 受注者が当該地域を管轄する一般送配電事業者と締結する接続供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

(契約電力の変更)

第6条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上変更するものとする。

2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

(計量及び検査)

第7条 計量日は原則として毎月1日とし、受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならないものとする。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とするものとする。

(料金の支払い)

第9条 受注者は第7条に定めた検査終了後、契約電力に第2条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額、燃料費調整額及び特別措置法に基づく賦課金を加算した額を、1ヶ月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額に對し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、財務大臣の決定する率を乗じて得た金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) この契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、受注者が契約に違反したとき。
- (3) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (4) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (5) この契約に関して、受注者が、第2号又は第3号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条の3 第11条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第11条の4 発注者は、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

(違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に、第9条に定める基本料金を加算した額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、別途、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第15条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(発注者への報告等)

第16条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(電気需給約款)

第17条 この契約書に定めのない事項については、受注者の電気需給約款（以下「約款」という。）によるものとする。

2 この契約書と約款において相反する内容がある場合には、この契約書を優先し、発注者及び受注者はこの契約書に従うものとする。

(その他)

第18条 この契約書及び約款に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。